

「東京アプリ 生活応援事業」の不当性を訴える原告になりませんか？

自由と人権（榎本 清）

電話：090-1884-5757

mail：eno-takanosu1737@bbm-a.jp

1、訴訟の内容

「東京アプリ 生活応援事業」の不当性を告発し、損害賠償を求める訴訟を計画しています。「東京アプリ 生活応援事業」というのは「昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて（中略）都民の生活をより一層応援するため」（東京都 HP より）ひとり 11000 ポイントを付与するという東京都の行う事業です。

本事業のポイントを受けるには以下のような条件があります。

①年齢: 15 歳以上 ②東京都内に住民登録がある方 ③有効期限内のマイナンバーカードを所持している ④NFC（非接触決済）対応スマートフォンの所持 ⑤利用者証明用電子証明書の暗証番号（4 桁）※「マイナンバーカードを所持」に連動

これら「条件」には合理性に疑問があります。逆に言えば、以下のような方々は合理的な理由もなく本事業からは排除されてしまうということになります。

①15 歳未満の方、②東京都に住んでいても様々な理由から住民登録していない人、③（有効期限内の）マイナンバーカードを所持していない人、④非接触決済対応のスマホを持たない人や、スマホを持っていても使い方が分からない人

①～④のいずれも、本事業の対象外とすべき正当な理由としては認められません。その中でも最大の問題が 15 歳未満の方を対象から外していることです。「018 サポート」などの事業をしているからというのが都の示している理由ですが、この二つは事業の目的も制度設計自体も異なります。そもそも 15 歳から 18 歳の子どもたちは両方の事業の対象となり得るのであり、この説明は通りません。

このように、給付を受けられない都民が存在すること自体大きな問題です。彼らは、東京都の給付事業から排除された被害者と言えます。これで「昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえて（中略）都民の生活をより一層応援する」と言えるでしょうか。

さらに、その手続きや給付内容を、スマホを使ったデジタル手続きによるポイント付与のみに限定し、従来行ってきた書類手続きによる現金給付という選択肢を設けていないことが、この事業の排他性を確定的なものにしています。こんな「公共事業」はもってのほかです。

本事業は、憲法第 14 条（法の下での平等）、地方自治法第 10 条 2 項（地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利）に反し、さらには憲法第 11 条の基本的な人権にも抵触します。都民であれば本来受けられるべき給付を不当な手続きによって排除されたことを訴因とし、東京都を被告とした損害賠償請求訴訟を行うというものです。（別紙『東京アプリ 生活応援事業』は公共事業とはいえない）参照）

2、裁判経費

裁判に係る費用は、損害賠償訴訟ではその請求金額にもよりますが、手数料として 10 万円までなら 1,000 円、100 万円まででも 1 万円です。これらは印紙として支払います。この他に郵便切手代（裁判所から被告関係人に送付する切手代）が 6,000 円ほどかかります。この法的手続きを専門家である弁護士などに依頼すると、少なくとも 50 万円ぐらいはかかりますが、本人訴訟（訴えた本人が書類作成や口頭弁論に立つ——とはいえ、民事の場合はほとんど手続きの確認だけで終了します）であれば、ひとり総額でも 2

万円以内です。ただしこれは一人で取り組んだ場合で、原告が増えればその人数で頭割りするので、さらに割安になります。もし勝訴すれば切手代と印紙代は相手方に請求できます。残りは訴状等を作成する手間と、作成した文書を裁判所に送る郵送代がかかるくらいです。

3、共同訴訟

もし原告が2人以上になれば共同訴訟（民事訴訟法第38条）になろうかと思われます。人数が多ければ多いほどいい。裁判費用は原則として頭割りになりますので、一人当たりの負担額は軽減されます。

全員の出廷は義務付けられてはいませんが、事前の書面（訴状・準備書面・証拠等）作成・提出や、都度の口頭弁論前に打ち合わせは必要になります。実際に集まらなくとも、オンラインで打ち合わせすることで負担の軽減は図れます。

これらすべてわたし一人で請け負い、やってしまうことも可能ですが、弁護士資格のない者が、たとえ無料であってもこれを行うことのリスクは考えておかねばなりません（弁護士法72条）。そんなに大きなものとはならないと思いますが、原告一人ひとりに一定の負担は生じます。

4、当面の獲得目標

東京都が「東京アプリ」を使用して生活支援を行うことは否定しません。問題なのは東京アプリを使わなければ生活支援を行わないとしていることです。

これは、これまで通りの「書類等による申請も可」とすれば、ほとんど（③～⑤）が解決します（東京都に問い合わせましたが、現状ではそのような補償措置を採用する予定はないとのことでした）。本訴訟は、デジタル化とポイント付与による「迅速かつ効率的」を「錦の御旗」にして、上記の不利益を被る層に何の手立ても講じようとする対応が、事態をこじらせているということを都に知らしめる意味もあります。

生活支援は都の「ほどこし」ではなく、納税者であるわたしたち自身が、自らの生活を守るために納税したものを取り戻すという当然の権利行使です。

5、今後の取組み

費用負担など気になる点はあるかと思いますが、それは皆さんと相談して決めればよいと考えています。時間・費用とも、すでに述べた（「2、裁判費用」・「3、共同訴訟」）ようにそんなに大きなものとはならないはずで

原告として共に取り組んでもいいという方がおられましたら、**6月末ぐらいまで（訴状を提出するまでは受付可能です）**に、お名前・電話番号・ご住所・メールアドレスをお知らせください。提訴する裁判所は、（被告の東京都の所在地を管轄する裁判所である）東京地方裁判所（霞が関）です。

東京都以外にお住まいの方や、すでに東京アプリ生活応援事業のポイント付与を受けた方は本訴訟の原告にはなれません。東京都以外にお住まいの方、すでにポイント付与を受けてしまった方、原告にはなれないが支援ならばできるという方は、支援者としてご登録ください（支援者原告かを明記してください）。支援者にも情報をお送りしますので、原告と同じ項目の情報をお知らせください。

できれば6月末から7月初めにかけて打ち合わせの機会を持てればと考えています。質問・疑問等はいつでも、受け付けます。上記連絡先までご遠慮なくお問い合わせください。できるだけ早く応答します。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。